○国土交通省告示第八百九十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月八日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東北横断自動車道酒田線	寒河江市大字寒河江字落衣前甲一三七八番一	平成二十六年九月九日六時

○国土交通省告示第八百九十一号

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第七十一条第一項第五号のニイ及び軌道法施行規則（大正十二年内務省令）第二十三条ノ二第一項第一号の規定に基づき、鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年九月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示の一部を改正する告示

鉄道線路の使用条件及び譲渡条件並びに旅客の運賃及び料金の認可の権限の委任に係る鉄道事業者及び軌道経営者を定める告示（平成八年運輸省告示第百七十五号）の一部を次のように改正する。

表函館市の項中「北海道函館市駒場町十五番一号」を「北海道函館市末広町五番十四号」に改め、同表青い森鉄道株式会社の項中「青森県八戸市大字長苗代字上亀子谷地九番地」を「青森県青森市篠田一丁目六番二号」に改め、同表十和田観光電鉄株式会社の項及び三陸鉄道株式会社の項を削り、同表のアイジーアールいわて銀河鉄道株式会社の項の次に次のように加える。

三陸鉄道株式会社	岩手県宮古市栄町四番地

表仙台空港鉄道株式会社の項中「宮城県名取市増田字関下二百六十六番地（五百二街区一画地）」を「宮城県名取市杜せきのした五丁目三十四番地」に改め、同表秋田内陸縦貫鉄道株式会社の項中「秋田県北秋田市阿仁銀山字下新町百十九番地の四」を「秋田県北秋田市阿仁銀山字下新町四十一番地一」に改め、同表の阿武隈急行株式会社の項の次に次のように加える。

関東鉄道株式会社	茨城県土浦市真鍋一丁目十番八号

表茨城交通株式会社の項を次のように改める。

ひたちなか海浜鉄道株式会社	茨城県ひたちなか市釈迦町二十二番二号

表総武流山電鉄株式会社の項を次のように改める。

流鉄株式会社	千葉県流山市流山一丁目二百六十四番地

表箱根登山鉄道株式会社の項の次に次のように加える。

えちごトキめき鉄道株式会社	新潟県上越市西本町三丁目八番十二号

表富山ライトレール株式会社の項の次に次のように加える。

あいの風とやま鉄道株式会社	富山県富山市諏訪川原一丁目三番二十二号
富山地方鉄道株式会社	富山県富山市桜町一丁目一番三十六号

表北陸鉄道株式会社の項の次に次のように加える。

IRいしかわ鉄道株式会社	石川県金沢市鞍月一丁目一番地

表えちぜん鉄道株式会社の項中「福井県福井市志比口三丁目一番八号」を「福井県福井市松本上町十五の三の一」に改め、同表富士急行株式会社の項の次に次のように加える。

長野電鉄株式会社	長野県長野市権堂町二千二百一

表松本電気鉄道株式会社の項を次のように改める。

アルピコ交通株式会社	長野県松本市井川城二丁目一番一号

表天竜浜名湖鉄道株式会社の項の次に次のように加える。

伊豆箱根鉄道株式会社	静岡県三島市大場三百番地

表大井川鐵道株式会社の項中「静岡県島田市金谷千百十二番地の二」を「静岡県島田市金谷東二丁目千百十二番地の二」に改め、同表岳南鉄道株式会社の項を次のように改める。

岳南電車株式会社	静岡県富士市今泉一丁目十七番三十九号

表株式会社東海交通事業の項の次に次のように加える。

名古屋臨海高速鉄道株式会社	愛知県名古屋市港区十一屋一丁目四十六番

表豊橋鉄道株式会社の項中「愛知県豊橋市南松山町百五十三番地」を「愛知県豊橋市駅前大通一丁目四十六番地の一　豊鉄ターミナルビル五階」に改め、同表愛知高速交通株式会社の項中「愛知県愛知郡長久手町大字熊張字茨ケ廻間千五百三十三番地七百三十六」を「愛知県長久手市茨ケ廻間千五百三十三番地七百三十六」に改め、同表北近畿タンゴ鉄道株式会社の項を削り、同表叡山電鉄株式会社の項中「京都府京都市左京区田中上柳町二十五番地の三」を「京都府京都市左京区山端壱町田町八番地八十」に改め、同表嵯峨野観光鉄道株式会社の項の次に次のように加える。

北近畿タンゴ鉄道株式会社	京都府宮津市鶴賀二千六十五番地の四

表水間鉄道株式会社の項中「大阪府貝塚市二色中町五番地の一」を「大阪府貝塚市近木千四百八十八の八」に改め、同表三木鉄道株式会社の項及び智頭急行株式会社の項を削り、同表若狭鉄道株式会社の項の次に次のように加える。

智頭急行株式会社	鳥取県八頭郡智頭町大字智頭二千五十二番地一

表岡山電気軌道株式会社の項中「岡山県岡山市徳吉町二丁目八番二十二号」を「岡山県岡山市中区徳吉町二丁目八番二十二号」に改め、同表阿佐海岸鉄道株式会社の項中「徳島県海部郡海陽町宍喰浦字正梶二十二番地の一」を「徳島県海部郡海陽町宍喰浦字正梶二十二番地一」に改め、同表の次に次のように加える。

高松琴平電気鉄道株式会社	香川県高松市栗林町二丁目十九番二十号
伊予鉄道株式会社	愛媛県松山市湊町四丁目四番地一

表甘木鉄道株式会社の項を削り、同表筑豊電気鉄道株式会社の項の次に次のように加える。

甘木鉄道株式会社	福岡県朝倉市甘木千三百二十番地

表熊本市の項中「熊本県熊本市大江五丁目一番四十号」を「熊本県熊本市中央区大江五丁目一番四十号」に改め、同表熊本電気鉄道株式会社の項中「熊本県熊本市黒髪三丁目七番二十九号」を「熊本県熊本市中央区黒髪三丁目七番二十九号」に改め、同表高千穂鉄道株式会社の項を削る。